

平成30年度
No. 3
8月7日

全連小速報

全国連合小学校長会事務局
東京都港区西新橋 1-22-14
電話 03-3501-9288
発行人 会長 種村 明頼
編集人 広報部長 戸倉 務

小学校長会長連絡協議会を開催

平成30年7月10日(火) KKRホテル東京

I 開会 中村 副会長
II 会長あいさつ(要旨) 種村 会長
はじめに、大阪北部地震及び西日本豪雨の被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。多くの被害が出ている広島・岡山・愛媛の3県に全連小としてお見舞金を送ることにしたので、ご承知いただきたい。

1 学校における働き方改革について
中教審の中間まとめを受け、各都道府県及び市町村で校長会と連携を図りながら対応、検討しているところだと思われる。全国の学校において教員の超過勤務が解消されるよう、総力をあげて取り組んでいく必要がある。6月1日に行われたシンポジウムにおいて、馳元文部科学大臣が、「一年単位の変形労働時間制の導入と、教員が受け持つ授業時数の基準を大幅に減らすための定数改善を図る必要がある」と主張していたという報道があった。全連小としても、教職員定数の見直しも含めた要望活動を行っている。

2 教育課程関係について
6月5日文部科学省より「Society 5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会」のまとめが報告された。同報告によれば、Society 5.0で実現する社会とは、IoT (Internet of Things) で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで様々な課題を克服していく社会であり、人工知能・ビッグデータ・自動化が可能なロボットや自動走行車などのテクノロジーを活用した社会の仕組づくり、多様なニーズを提供できる社会でもある。また、「学びの在り方の変革」や、共通して求められる力として「基礎的読解力、数学的思考力などの基盤的な学力や情報活用能力」の確実な習得の必要性、これらの実現のための環境整備について示している。一方、「Society 5.0の姿をしっかりと見据えつつ、決して浮き足立つことなく着実に新学習指導要領の理念を実現することが求められている」と述べている。主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善、これからの時代に求められる

資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメントの推進など、新学習指導要領が求めている課題にしっかり向き合い対応していくことが、今は一番大切である。

III 報告 司会 井上 副会長
1 文教施策並びに予算に対する要望について
(P.3～4参照) 喜名 対策部長

7月9日、正副会長・常任理事が文部科学省、財務省、総務省へ要望活動を行った。教育の質を高めるための教育費の増額措置、震災復興に関わる人的配置の充実、教員の定数改善をはじめとする9項目が要望内容である。

2 対策・調研担当者連絡協議会について
喜名 対策部長・針谷 調査研究部長
10月16日に東京、10月23日に大阪、10月24日に福岡で開催する。対策部は、学校における働き方改革の進捗状況、外国語活動・外国語科を担当する教員の状況について協議する。調査研究部は、新教育課程移行措置並びに全面実施に向けた準備状況、全国学力・学習状況調査結果の活用と各都道府県の学力向上施策について協議する。

3 北海道大会について 本間 北海道会長
10月4・5日に函館市で開催する。現時点で2,490名の参加申込がある。分科会の運営概要及び、会場案内について北海道校長会ホームページに掲載しているので必ず確認してほしい。

4 秋田大会について 佐々木 秋田県会長
平成31年10月17・18日に開催する。シンポジウムは「ふるさと」「志」「学校教育への提言」等をキーワードとして、大会がより充実したものになるよう準備を進めている。

5 各部からの報告
対策部・調査研究部

喜名 対策部長・針谷 調査研究部長
各種委員会から調査を依頼している。基礎資料となるのでご協力をお願いする。これらの結果に基づき研究紀要を作成していく。

広報部 戸倉 広報部長
全連小刊行物の購読を引き続きお願いする。本会ホームページについても是非閲覧して役立

ていただきたい。

6 被災県から 吉木 宮城県会長ほか
7年と4か月が過ぎ、学校施設等は順調に復興が進んでいるが、全県的に講師が不足している。風化させないためにも防災教育・防災対策について発信していくことが大切である。今後もご理解、ご協力をお願いしたい。

◎このあと広島・岡山・愛媛の各県会長より、7月の西日本豪雨について、現時点で把握している被害状況の報告があった。

7 その他

◎福島原発視察のお知らせ 古関 福島県会長

◎配付物の紹介 内藤 事務局長

IV 行政説明(要旨)

「学校における働き方改革の検討状況について」

文部科学省初等中等教育局企画官

常盤木 祐一氏

1 これまでの検討・取組の経緯

平成29年4月に公表した「教員勤務実態調査集計【速報値】」において、10年前に比べ全ての職種で勤務時間が増加していること、その増加のレベルが極めて深刻であることが明らかになり、6月に松野文部科学大臣(当時)より中央教育審議会に諮問を行った。12月には「中間まとめ」が出され、これを踏まえ「学校における働き方改革緊急対策」を策定した。その中で、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための環境整備[平成30年度予算]として、①学校指導・運営体制の効果的な強化・充実 ②教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用 ③学校が担うべき業務の効率化及び精選 についても記載した。

2 現在の状況

平成30年2月9日付で、事務次官通知「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」を各都道府県・政令市教育委員会に発出した。働き方改革は、単に教員を楽にするためではなく、子どもの教育をよりよくするために行うものである。売り手市場の中で教員志望の若者が減少し、小学校教員採用試験の倍率が低下している点も踏まえ、教師が生き生きと誇りをもって働けるようにしていくことは極めて重要である。事務次官通知では、学校における業務改善について教育委員会が取り組むべき方策として、以下の事項を掲げた。①業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ ②事務職員の校務運営への参画の推進 ③専門スタッフとの役割分担の明確化及び支援 ④学校が教育活動に専念するための支援体制の構築 ⑤業務の管理・調整を図る体制の構築 ⑥関係機関との連携・協力体制の構築

⑦学校・家庭・地域の連携の促進 ⑧統合型校務支援システム等のICTの活用推進 ⑨研修の適正化 ⑩各種研究事業等の適正化 ⑪教育委員会事務局の体制整備 ⑫授業時数の設定等における配慮 ⑬各学校における業務改善の取組の推進。役割分担及び適正化については、服務監督権者である教育委員会において、その受皿の整備・確保を進めつつ、中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点で検討を行うことを明示した。また、「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」を具体的に掲げた。勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定、教職員全体の働き方に関する意識改革については、地域による差はあるものの、既に様々な取組が行われている。

3 今後の方向性

学校における働き方改革特別部会で今後議論すべき論点は、①学校の組織運営の在り方について ②学校の労働安全衛生管理の在り方について ③時間外勤務抑制に向けた制度的措置の在り方についてである。また、自由民主党「次世代の学校指導体制実現部会」中間まとめでは、①勤務時間の上限を示した「勤務のガイドライン」の制定 ②「チーム学校」の実現に必要な組織体制の整備 ③校務支援システムの導入による業務負担軽減とICTの活用による指導の質の向上 ④教師の働き方改革に十分配慮した教育課程の編成・実施が可能な仕組みの確立 ⑤一年単位の变形労働時間制の導入に向けた検討 ⑥若手教師の職能成長をチームとして支える体制の構築 ⑦恒久的な財源の確保を前提とした教師の処遇の在り方の検討 についての提言がなされている。

V 情報交換 司会 升屋 庶務部長
「各都道府県(市町村)における働き方改革の進捗状況について」

北から南まで、地域のバランスに配慮して編成した5グループに分かれ、①任命権者である都道府県や指定都市の教育委員会はどのような取組を行っているか。(数値目標の設定や独自の人的措置など) ②設置者である市区町村の教育委員会はどのような取組を行っているか。(出退勤管理の自動化、校務支援ソフトの導入、スクール・サポート・スタッフの配置など) ③中央教育審議会の働き方改革特別部会において、今後、教員の長時間勤務の解消に向けてどのような方向に議論が進むことが望ましいか などを中心に情報交換を行った。

VI 連絡 升屋 庶務部長
VII 閉会 中村 副会長

平成30年度 小学校教育の充実に関する 文教施策並びに予算についての要望書

社会が激しく変化する時代にあって、全国2万の小学校長は、地域社会と一体となり、我が国の未来を担う子どもたちの教育に全力を注いでいます。将来の有益な人材の育成なくして我が国の持続的な発展はなく、「未来への飛躍を支える人材の養成」に向け、国家が積極的にリードし、国民全体で取り組む必要があります。

今、我が国は、知識基盤社会への新たな進展やグローバル化の進行、世界に類を見ないスピードで進む少子高齢化により、先を見通すことが難しい時代となっています。小学校教育においても、進行する教育改革への対応、いじめ・不登校問題をはじめとする児童の健全育成への取組など、教育課題は山積しています。また、本年4月には、新学習指導要領の移行措置が始まるとともに、学校における働き方改革の推進も求められています。

こうした状況を踏まえ、全国連合小学校長会は、「新たな知を拓き 人間性豊かな社会を築く 日本人の育成を目指す小学校教育の推進」を高く掲げ、国民の信託に応えられる学校づくりに努めています。小学校教育のより一層の充実・発展に向け、校長が「自らの使命を自覚し、未来を見据え、創意ある展望と計画のもと、確かな実行力をもつ校長会」として、全力を尽くすことを、平成30年第70回総会において確認いたしました。

先行き不透明な経済情勢が続いていますが、子どもたちの将来と我が国の発展のために、人的・物的措置の一層の充実と教育諸条件の整備に向けて、下記の9項目を要望いたします。

平成30年7月9日

全国連合小学校長会長 種村明頼

記

- 1 我が国の義務教育の質を高めるために、教育費の増額措置を講じられたい。
 - (1) 教育先進国として教育費は未来への投資であることを踏まえ、公財政教育支出のGDP比について、OECD諸国の平均である5パーセントまで引き上げられたい。
 - (2) 全国どこでも全ての子どもが一定水準の教育を受けられるよう義務教育費国庫負担制度を堅持し、国庫負担率二分の一の復元を図られたい。
 - (3) 優秀な人材を教育界に確保できるよう、人材確保法を堅持し、教員給与の優遇措置を講じるとともに、時間外勤務が常態化している教員の実態を踏まえ、働き方改革の観点からも給特法の改正により教職調整額の引き上げを図られたい。
 - (4) 教科書無償給与制度を堅持されたい。
 - (5) 教育費として地方交付税措置された財源を各都道府県並びに市町村が他の財源としないよう、国の指導強化を図られたい。
- 2 震災復興に関わる人的配置の充実及び施設・設備・教材等の迅速な整備を講じられたい。
 - (1) 復興を進める地域への的確で継続的な支援の確保を図られたい。
 - (2) 教員の加配継続とともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置など児童等に対するサポート体制のより一層の強化を図られたい。
 - (3) 正常な教育活動が完全実施できるよう早期に学校施設等の復旧を図られたい。
 - (4) 校地や通学路などの放射線の除染対策、風評被害防止対策等を講じられたい。
 - (5) 被災地域での就学援助等の急増に対する支援の確保を図られたい。
- 3 子どもと向き合う時間を確保するために、教員の定数改善や人的措置、諸条件の整備を講じられたい。
 - (1) 義務教育標準法の改正により公立義務教育諸学校の教職員基礎定数を抜本的に見直すとともに、教員一人当たりの持ち時数の考え方を導入することなどにより、様々な教育課題解決のための教員定数を拡充し、教員の長時間勤務の実態の改善、活力ある学校づくりの一層の充実を図られたい。
 - (2) 外国語科の指導の充実に向け、専科教員の導入を推進されたい。
 - (3) 教頭、養護教諭の複数配置の拡充と学校事務職員・学校栄養職員の配置確保・充実を図られたい。
 - (4) 複式学級及び特別支援学級の学級編制基準を、地域・学校の実態に応じて引き下げられたい。
 - (5) 特別支援教育推進のため、通常の学級における支援員等人的配置による体制づくりを図られたい。

- (6) 安定した学校運営のために、副校長、主幹教諭、指導教諭の配置に向け条件整備を図られたい。
 - (7) 理科・音楽・体育等の専科教諭、司書教諭、特別支援教育コーディネーター等について正規教員の加配や講師・ALT等の人的措置・配置環境の整備を進められたい。
- 4 学校教育への信頼を一層高めるために、教職員の資質向上を図る施策を講じられたい。
- (1) 新学習指導要領の基本理念である社会に開かれた教育課程、カリキュラム・マネジメント、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善等の実現に向け、教員研修制度の充実を図られたい。
 - (2) 教員の免許更新制については、受講体制の一層の整備にあたられたい。
 - (3) 大学の教員養成課程と学校現場での育成を連携させたプログラムを作成するなどして、実践力を備えた若手教員の育成を図られたい。
 - (4) 若手教員育成のため、優秀な能力をもつ退職教員を活用する体制の整備を図られたい。
 - (5) 教員を志す優秀な人材を確保するため、管理職・教職員の人的条件整備や処遇の改善を図られたい。
- 5 豊かな心や健やかな体の育成に向けた教育を充実させるための施策を講じられたい。
- (1) 「特別の教科 道徳」の実施にともない、効果的な指導方法や評価にかかる研修の充実を図られたい。
 - (2) いじめ・不登校等、児童生徒の問題行動等の解消に向け、教育支援センター（適応指導教室）の整備促進、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの全校配置を講じられたい。
 - (3) 情報社会におけるモラルやマナーの教育を充実させるための施策の推進を図られたい。
 - (4) 人権教育を充実させるための施策の推進を図られたい。
 - (5) 社会奉仕体験、自然体験活動等の体験的な学習の実施に向け、社会教育主事の活用等条件整備を図られたい。
 - (6) 体力を向上させ、食育や健康づくりを推進する施策の充実を図られたい。
- 6 学校の教育活動が円滑に行われるようにするために、施設・設備・教材等の整備・拡充を図る施策を講じられたい。
- (1) 安全を確保するために、学校・地域の実態に応じた人的措置及び施設・設備の改善を図られたい。
 - (2) 非構造部材も含めた学校施設の耐震改修の早期完全実施を図られたい。
 - (3) プログラミング教育やICT教育推進のために、専門職員配置を含めた学校のICT環境の一層の整備・充実を図られたい。
 - (4) 新学習指導要領の円滑な移行を図るために、施設・設備・教材等について、予算措置の充実を図られたい。
 - (5) 特別支援教育充実のための「合理的配慮」を支える基礎的環境整備を推進されたい。
 - (6) 学校図書館の活性化を進め各教科等での言語活動や読書活動等を一層推進するために、図書費等の予算措置の充実、学校司書の配置促進を図られたい。
- 7 学校、家庭、地域が一体となって教育を推進するために、家庭や地域の教育力充実にに向けた施策を講じられたい。
- (1) 放課後子どもプランの一層の充実を図られたい。
 - (2) 社会に開かれた教育課程を実現し、家庭や地域の教育力を再生するための事業の充実を図られたい。
 - (3) 健全育成に悪影響を及ぼすマスメディアに対する規制強化を図られたい。
- 8 教育の機会均等を保障するために、へき地・小規模校の教育をさらに充実させる施策を講じられたい。
- (1) へき地教育の充実・向上のために、教頭、養護教諭、事務職員等の人的条件及び、物的条件等の改善を図られたい。
 - (2) 5学級以下の小学校の教員配置率の改善を図られたい。
- 9 全国の教員が安心して教育に専念できるようにするために、年金制度や教員の処遇の維持・改善を図る施策を講じられたい。
- (1) 教職員のメンタルヘルスの保持に関わる条件整備を図られたい。
 - (2) 年金払い退職給付の維持及び、報酬比例部分の増率を図られたい。
 - (3) 管理職の職責に見合った処遇改善を図られたい。
 - (4) すぐれた教育実績をもつ教員を表彰し、優遇する措置を図られたい。
 - (5) 給与・手当の減額分の復元等、教職員が将来への希望をもち、安心して働くための処遇の維持・改善を図られたい。
 - (6) 定年後65歳までの校長の学校経営能力を活用するための条件整備及び処遇の充実を図られたい。
 - (7) 退職後の医療制度の改善を図られたい。